

## 下関港東港地区「あるかぼーと」利用の基本的な考え方について

### 1. 基本的な考え方

下関港東港地区「あるかぼーと」は、「海峡の賑わい」をさらに高め、市の活性化を導く重要な地区である。

本地区は、姉妹都市広場から唐戸市場、カモンワーフ、唐戸旅客ターミナル、海響館、旅客船埠頭、水の広場、これらを連ねるボードウォークと連続した関門海峡沿いのウォーターフロント空間であり、海峡のもたらす恵みを生かし、利用されることが必要である。

これにより、ウォーターフロント全体が一体となって、下関の海峡の魅力を、日本のみならず世界に広め、深め、もって集客力を拡大し、また、市民がその海峡の価値を享受し、日常的に賑わいを生み出すことにより、親しまれる空間としていくことが求められる。

なお、当該地は、陸の玄関口であるJR下関駅周辺地域から海響館、唐戸市場、唐戸旅客ターミナル等の施設を含む海の玄関口である唐戸周辺地域を東西の核として商業の集積、公共施設等の都市機能の集積地域に位置する。

これらを踏まえ、下関市全体の発展を牽引する利用を図るものとする。

上記の基本的な土地利用の方針に加え、以下を要件とする。

#### 1) 観光の促進

- ・下関における国内、国際観光客の滞在の促進につながること
- ・東アジアの経済発展に伴うクルーズ需要の高まりに対応すること

#### 2) 土地利用の一体性、公開性

- ・これまでに進められてきたウォーターフロント開発と一体となる公開性を有すること

#### 3) 周辺との調和、地域貢献

- ・下関の雇用の確保に配慮されること
- ・既存商店街との調和に配慮されること
- ・景観との調和に配慮されること
- ・周辺交通との調和に配慮されること
- ・海峡花火大会などイベント時の協力がなされること
- ・隣接する公共施設などの管理

### 2. 審査にあたっての留意事項

- ・公開性、透明性
- ・専門的知見からの評価

下関港東港地区「あるかぼーと」開発事業提案公募に記載する事項について

1. 趣旨

2. 公募のスケジュール

- (1) 公募要項配布
- (2) 公募申請
- (3) 質疑応答
- (4) 提案書受付
- (5) 選定審査
- (6) 事業協定書締結
- (7) 土地賃貸借契約もしくは土地売却契約
- (8) 着手

3. 公募対象用地の概要

- (1) 面積
- (2) 土地の金額
- (3) 都市計画等
  - ①用途地域
  - ②建ぺい率／容積率
  - ③法律・条例等

4. 公募の手続き

- (1) 公募資格
- (2) 公募申請
- (3) 質疑応答
- (4) 提案書受付
- (5) その他

5. 事業提案の条件

6. 審査の方法